

## 県内の市町村合併の状況

平成17年10月1日現在

市町村名	琴浦町 (ことうらちょう)	湯梨浜町 (ゆりはまちょう)	南部町 (なんぶちょう)	鳥取市 (とっとりし)	伯耆町 (ほうきちょう)
合併市町村	東伯町、赤碕町	羽合町、泊村、東郷町	西伯町、会見町	鳥取市、国府町、福部村、河原町、用瀬町、佐治村、気高町、鹿野町、青谷町	岸本町、溝口町
合併期日	H16.9.1	H16.10.1	H16.10.1	H16.11.1	H17.1.1
合併方式	新設	新設	新設	鳥取市への編入	新設
本庁舎の位置	旧 東伯町役場	旧 羽合町役場	旧 西伯町役場	旧 鳥取市役所	旧 岸本町役場
市町村議員の取扱い	在任特例 (約1年6ヶ月)	在任特例 (約7ヶ月)	設置選挙	定数特例	在任特例 (4ヶ月)
合併後人口	20,442人	17,381人	12,210人	200,744人	12,663人
合併後面積	139.9k㎡	77.9k㎡	114.1k㎡	765.6k㎡	139.5k㎡
経緯					
	13.10	10/1 法定協設置			
	15.1	1/1 法定協設置	1/14 法定協設置		
	4				4/1 法定協設置
	12	12/5 合併調印 12/11 合併議決 12/26 県へ合併申請			
	16.2	2/19 合併調印 2/20 合併議決 2/24 県へ合併申請	2/26 合併調印		
	3	3/19 県議会議決 3/31 知事決定 総務大臣へ届出	3/19 県議会議決 3/31 知事決定 総務大臣へ届出	3/25 会見町合併議決 3/26 西伯町合併議決	
	4	4/19 総務大臣告示	4/2 県へ合併申請	6/16 県議会議決 知事決定 総務大臣へ届出	
	6				
	7		7/1 総務大臣告示	7/12 法定協設置 合併調印 7/12~15 合併議決 7/15 県へ合併申請	
	8				8/17 合併調印 合併議決 8/20 県へ合併申請
	10			10/8 県議会議決 知事決定 総務大臣へ届出 10/22 総務大臣告示	10/8 県議会議決 知事決定 総務大臣へ届出 10/22 総務大臣告示

市町村名	倉吉市 (くらよしし)	大山町 (だいせんちょう)	八頭町 (やずちょう)	米子市 (よなごし)	北栄町 (ほくえいちょう)
合併市町村	倉吉市、関金町	中山町、名和町、大山町	郡家町、船岡町、八東町	米子市、淀江町	北条町、大栄町
合併期日	H17.3.22	H17.3.28	H17.3.31	H17.3.31	H17.10.1
合併方式	倉吉市への編入	新設	新設	新設	新設
本庁舎の位置	旧 倉吉市役所	旧 名和町役場	旧 郡家町役場	旧 米子市役所	旧 大栄町役場
市町村議員の取扱い	在任特例 (約7ヶ月)	設置選挙	設置選挙	在任特例 (1年3ヶ月)	設置選挙
合併後人口	54,027人	19,561人	20,245人	147,837人	16,915人
合併後面積	272.2k㎡	189.8k㎡	206.7k㎡	132.2k㎡	57.2k㎡
経緯					
	15.1	1/1 法定協設置			
	4			4/1 法定協設置	
	16.4	4/1 法定協設置			4/1 法定協設置
	5		5/20 法定協設置		
	9		9/27 合併調印 9/28 合併議決 9/29 県へ合併申請	9/20 合併調印 9/24 合併議決	
	10	10/18 合併調印 合併議決 10/27 県へ合併申請		10/16 県へ合併申請	
	12	12/17 県議会議決 知事決定 総務大臣へ届出	12/17 県議会議決 知事決定 総務大臣へ届出	12/17 県議会議決 知事決定 総務大臣へ届出	
	17.1	1/17 総務大臣告示	1/17 総務大臣告示	1/17 総務大臣告示	1/14 合併調印 1/27 合併議決
	2				2/1 県へ合併申請
	3				3/23 県議会議決 知事決定 総務大臣へ届出
	4				4/18 総務大臣告示

※市町村議員の取扱い

- 「在任特例」…旧市町村の議員がそのまま新しい市町村の議員として一定期間在任すること。
- 「設置選挙」…新設合併の場合、合併後50日以内に行われる首長の選挙とともに市町村議会議員の選挙を行うこと。
- 「定数特例」…編入合併の場合、編入された市町村の区域に選挙区を設けて議員を増員すること。